

**令和 8 年度 ふじのくにフロンティア推進エリア形成事業
牧之原市地域公共交通計画等策定業務委託 仕様書**

1 業務概要

(1) 業務名

令和 8 年度 ふじのくにフロンティア推進エリア形成事業
牧之原市地域公共交通計画等策定業務委託

(2) 履行期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 26 日（金）まで

2 業務項目

(1) 牧之原市地域公共交通計画策定

令和 4 年度に策定した「牧之原市地域公共交通計画 (R5～R8)」が計画満了を迎えるため、次期計画 (R9～R12) の策定作業を令和 8 年度に実施する。

(2) 富士山型ネットワークシミュレーション調査

牧之原市都市計画マスタープランでは、将来都市構造として、市街地のある榛原、相良両地区と、東名高速道路牧之原インターチェンジの 3 点を頂点とした「富士山型ネットワーク構造」の形成を位置付けている。

このうち、東名高速道路牧之原インターチェンジ周辺の高台エリア（牧之原市 IC 北側土地区画整理事業）では、令和 10 年度にまちびらきを控えており、バスターミナルを整備し、各種交通手段の接続拠点とする予定である。

また、静波海岸を中心とした沿岸部の開発や、本市が計画している学校再編に係る義務教育学校の開校など、将来を見据えた交通ネットワークの構築が必要である。

このような「富士山型ネットワーク構造」を踏まえた公共交通のあり方について検討する。

3 業務内容

(1) 計画準備

本業務内容を十分把握した上で、作業上問題を生じないように計画を立案し、発注者との協議により作業を円滑に進めるために下記書類を作成し、発注者と十分な打合せを行う。

- ア 業務計画書
- イ 委託業務着手届
- ウ 工程表

エ その他、発注者が必要と認める書類

(2) 概況整理

本市の地域特性の整理及び公共交通等の概況整理を行う。

(3) 上位・関連計画等の整理

本市の総合計画や都市計画マスタープラン、立地適正化計画、静岡県地域公共交通計画等の関連計画を整理するとともに、近隣市町や庁内関係部局における公共交通関連施策等についても整理を行い、本市における公共交通の位置づけを明確にする。

なお、必要な関連計画等は受託者から発注者に依頼し、可能な範囲で提供する。

(4) モビリティデータを活用した現状診断及び公共交通の実態把握

本業務は、国土交通省の「地域公共交通計画の「アップデートガイドランス Ver1.0」データ活用の手引き」に掲載している以下の基礎データを用いた現状診断分析を行うこと。

ア 人口情報

イ 地域特性情報

ウ 交通ネットワーク情報

エ 交通サービス利用状況

オ 潜在需要情報

カ 交通サービスの持続性に関する情報

(5) 公共交通に関するニーズ把握 (市が実施、事業者が分析)

ヒアリング、意見交換、アンケート調査、乗降調査などを本市が実施し、取得したデータや意見を受託者に提供する。(ヒアリングや意見交換における同席は可能)

受託者は、提供されたデータを分析し、計画書に掲載すること。

【ニーズ把握調査(案)】※詳細については、契約後に協議し決定する。

| 種別 | 対象 | 詳細 |
|--------------------|----------|--------------------|
| 1 ヒアリング 意見交換 | 関係団体、地域 | 民生委員、高校、区会など |
| | 交通事業者、企業 | バス、タクシー事業者、空港(株)など |
| | 関係市町、庁内 | 共同運行市町、庁内の関係部課 |
| 2 アンケート調査 | 公共交通利用者 | バス、デマンド、定額タクシーの利用者 |
| | 保護者 | 小6、中3、通学定期補助者 |
| | 関係団体 | 高齢者サロン代表者、市内企業 |
| | その他 | LINE・HP等での意見募集 |
| 3 その他 | 乗降調査 | 自主運行バス等の全便乗降調査 |

(6) 本市の地域公共交通に関する問題点・課題の整理

(1)～(5)の検討結果を踏まえ、本市における公共交通の問題点・

課題を次の視点により整理する。

地域交通の課題の整理にあたっては、「公共交通軸と拠点の充実・保証」「交通空白」における移動の確保」「持続可能性・実現可能性の確保」等、以下の観点に着目して検討すること。

| 地域交通の課題の洗い出しの観点 | |
|-----------------|--|
| 公共交通軸と拠点の充実・保証 | <ul style="list-style-type: none"> 拠点間における移動サービスとしての品質が保証されているか 沿線の移動需要に見合った、ある程度まとまった利用がなされているか |
| 「交通空白」における移動の確保 | <ul style="list-style-type: none"> 活動のニーズに合った移動手段の性能が保証されているか 「交通空白」の有無や分布状況 移動が不便で活動しにくい状況に陥っている地域があるか |
| 持続可能性・実現可能性の確保 | <ul style="list-style-type: none"> 地域にとって持続可能なサービス・体制が構築されているか 必要となる費用が継続的に捻出できているか 取組が有効に機能しているか |

(7) 富士山型ネットワークシミュレーション調査

高台エリアに整備予定の高台バスターミナルを中心とした富士山型ネットワークの形成にあたり、既存の路線バスの再編、新規路線創出、新規交通手段導入の可能性を検討する。

検討にあたっては、以下の点に留意すること。

ア 高台エリア周辺の既存の全ての公共交通機関について、運行及び利用の実態を、定量的側面を重視して整理すること。

イ 既往資料や各種データに基づき、高台エリアのまちびらき後の公共交通利用ニーズを予測すること。

ウ 高台エリアから榛原、相良両市街地、静岡空港・道の駅、JR東海道本線の駅までの移動手段の確保方策について、公共交通ネットワークの再編の必要性を分析し、ダイヤや概算経費等を踏まえて検証すること。（複数案を提示すること）

エ 自動運転、ライドシェア、AI オンデマンドなどの新モビリティの導入の可能性を検証すること。

(8) 計画の基本方針・目指す姿

(6)と(7)の結果を踏まえて、まちづくりの将来像を見据えた長期的な視点での地域交通が目指す姿（地域交通ネットワーク）をとりまとめる。とりまとめにあたっては、公共交通軸や拠点が明示された地域交通ネットワーク（交通体系図等）を作成すること。

(9) 施策の検討

(8)で定める地域交通が目指す姿（地域交通ネットワーク）を実現するため、現状診断から洗い出された地域交通の課題を類型化し、そ

れに対応する対策類型を整理する。

課題の要素に対応する対策を検討し、施策事例を参考にした提案を含め、施策の具現化に向けた必要な関係者やスケジュールを提示する。

(10) KPI・目標値の設定

(9)で定める施策の進捗・効果を説明するため、算定すべき KPI 及び目標値を設定する。

KPI の設定にあたっては、データの取得等の継続的なモニタリングが可能となる点に留意し、合わせて、短期（数か月～1年単位）、中長期（1年～計画期間内）別に、施策の実施結果についての数値目標、施策による効果についての数値目標を検討すること。

(11) 計画のとりまとめ

本業務での検討結果を踏まえて、計画を作成する。作成した計画案は PDF 等電子データにより納入すること。

(12) パブリックコメント及び会議運営等の支援

パブリックコメントは、市が実施するため、本業務には含めない。

公共交通会議は4回の開催を予定し、運営支援として素案完成時の回に同席することとし、その他の回への同席は任意とする。

(13) 成果報告書の作成

報告書の作成は、計画書に記載されなかった検討過程等についても記載するものとし、計画書記載内容について、検討経緯も含めて明確にし、作成するものとする。

(14) 打ち合わせ協議の実施

打合せ協議は業務着手時と納品時のほか、中間時の打合せ協議を4回程度実施する。協議内容については適宜記録し、記録簿としてまとめる。なお、業務の遂行上で必要が生じた場合は、打合せ協議を行うものとする。

打合せ協議については対面形式、オンライン形式の別は問わないものとする。

(15) 成果品

本業務の成果品の電子データについては、発注者が活用できるよう PDF ファイルだけではなく、オリジナルファイル(.docx,.xlsx,.pptx,.shp 等)とし、表やグラフ等は Excel データに別途取りまとめ、バックデータと合わせて納品すること。

(16) 参考資料

本業務の遂行にあたっては、本仕様書のほか次に例示する地域交通計画策定に関する資料、情報リソース及び本市の関係計画について適宜参考とすること。

ア 地域公共交通計画の「アップデートガイダンス」概要版(国土交

- 通省)
- イ 地域公共交通計画の「アップデートガイダンス」手順書(国土交通省)
- ウ 地域公共交通計画の「アップデートガイダンス」データ活用の手引き(国土交通省)
- エ モビリティ・アップデート・ポータル(国土交通省)
参照 URL (<https://mobility-update.mlit.go.jp>)
- オ 地域公共交通計画等の作成と運用の手引き(国土交通省)
- カ 牧之原市で作成した各種計画書

4 留意事項

- (1) 本事業の実施に際して、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、事業終了後も同様とする。
- (2) 事業実施のための個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律(平成15年第57号)を遵守しなければならない。
- (3) 本市は、必要に応じ、受託者に対して委託事業の処理状況について調査し、報告を求めることができる。
- (4) 本事業の再委託は原則認めない。ただし、再委託先ごとの業務内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記の上、事前に書面にて報告し、本市が承諾した場合はこの限りではない。

5 その他

- (1) 本仕様書は事業の概要を示したものであり、詳細については、委託者と受託者による協議の上、必要な変更を加えて決定するものとする。
- (2) 本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に定める内容について疑義が生じたときは本市と受託者が協議の上、定めることとする。
上記に関わらず、明示のない事項にあっても、社会通念上当然必要と思われるものについては本事業含まれるものとする。

以上